

入会申込書 兼 誓約書

申込者	住所	〒 岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・長野県・福井県・富山県・石川県限定になります		
	ふりがな	生年月日	昭和 年 月 日	
	氏名		平成	
	電話			
	携帯番号	FAX		
希望する 給与基礎日額	3,500円・4,000円・5,000円・6,000円・7,000円・8,000円・ 9,000円・10,000円・12,000円・14,000円・16,000円・18,000円 20,000円・22,000円・24,000円・25,000円 いずれかに○			
業務の内容 (記入例：塗装、 土木工事等)				
特定業務	従事暦の有無（有か無どちらかに○）		業務に従事した期間	
粉じん作業を行う業務	有・無 →	年 月頃から	年 月頃まで	
身体に振動を与える業務	有・無 →	年 月頃から	年 月頃まで	
鉛業務	有・無 →	年 月頃から	年 月頃まで	
有機溶剤業務	有・無 →	年 月頃から	年 月頃まで	
入会希望日	月 日 (さかのぼっての加入はできません)			

※除染作業を行う場合は、必ず申し出て下さい！

上記の通り、貴協会に入会し労災保険の事務処理を委託します。併せて、下記の事項を遵守することを誓約します。

1. 労働保険料及び会費は、毎年3月25日までに全額を納入致します。
2. 住所・氏名等に変更が生じたときは、速やかに貴協会に連絡致します。
3. 労働安全衛生法を遵守し、業務災害の防止と安全に努めます。
4. 故意に保険料の納入を延滞した場合、その他協会に提出すべき一切の書類の記載事項に、故意に事実と異なった記載をしたことが判明した場合は、協会員としての資格を取り消されても一切異議申立を行わないことを誓約します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

FAX 0575-36-2925 (24時間365日受付)

運転免許証または住民票などのコピーも送ってください

ご案内（こちらの用紙はFAX不要です）

1. 入会時には、別途入会金として3,000円が必要となります。なお、5人以上のグループで同時にお申し込みいただくと、会費を割引させていただきます。
2. 「入会申込書」に記入の上、「運転免許証等の身分証明書のコピー」を添えて当協会までご郵送して下さい。なお、お急ぎの場合にはご郵送の前に提出書類をFAXして下さい。
3. 費用は下記保険料早見表の労働保険料と会費(12,000円/1年)の合計金額になります。
4. 「入会申込書」が当協会に届きましたら、費用・口座番号等を記載した「労災保険料・会費のご案内」を郵送させていただきます。なお、お急ぎの場合はFAXやメールにてお知らせ致します。「労災保険料・会費のご案内」がお手元に到着致しましたら、納付期限までに振込みをお願い致します。
5. お急ぎの場合は、お振込がお済みになりましたら、「銀行の利用明細等のお振込が確認できるもののコピー」を当協会までFAXしていただくか、お電話にてご連絡下さい。
6. ご入金を確認できましたら、労働局に書類を提出し、加入申込みの手続きを行います。
7. 保険適用日は労働局へ書類を提出した日の翌日以降となります。手続きが済みましたら、協会員証をご希望の住所へご郵送致します。

建設業一人親方、労災保険料早見表（4月～9月加入）

給付基礎日額	4月	5月	6月	7月	8月	9月
3,500円	22,986円	21,078円	19,152円	17,244円	15,318円	13,410円
4,000円	26,280円	24,084円	21,888円	19,710円	17,514円	15,318円
5,000円	32,850円	30,096円	27,360円	24,624円	21,888円	19,152円
6,000円	39,420円	36,126円	32,850円	29,556円	26,280円	22,986円
7,000円	45,990円	42,156円	38,322円	34,488円	30,654円	26,820円
8,000円	52,560円	48,168円	43,794円	39,420円	35,028円	30,654円
9,000円	59,130円	54,198円	49,266円	44,334円	39,420円	34,488円
10,000円	65,700円	60,210円	54,738円	49,266円	43,794円	38,322円
12,000円	78,840円	72,270円	65,700円	59,130円	52,560円	45,990円
14,000円	91,980円	84,312円	76,644円	68,976円	61,308円	53,640円
16,000円	105,120円	96,354円	87,588円	78,840円	70,074円	61,308円
18,000円	118,260円	108,396円	98,550円	88,686円	78,840円	68,976円
20,000円	131,400円	120,438円	109,494円	98,550円	87,588円	76,644円
22,000円	144,540円	132,480円	120,438円	108,396円	96,354円	84,312円
24,000円	157,680円	144,540円	131,400円	118,260円	105,120円	91,980円
25,000円	164,250円	150,552円	136,872円	123,174円	109,494円	95,796円

【お申し込み・お問い合わせ先】

〒501-3957 岐阜県関市側島 404-6

岐阜建設労災一人親方協会

TEL. 0575-36-4958

FAX. 0575-36-2925

建設業一人親方、労災保険料早見表（10月～3月加入）

給付基礎日額	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3,500円	11,484円	9,576円	7,650円	5,742円	3,816円	1,908円
4,000円	13,140円	10,944円	8,748円	6,570円	4,374円	2,178円
5,000円	16,416円	13,680円	10,944円	8,208円	5,472円	2,736円
6,000円	19,710円	16,416円	13,140円	9,846円	6,570円	3,276円
7,000円	22,986円	19,152円	15,318円	11,484円	7,650円	3,816円
8,000円	26,280円	21,888円	17,514円	13,140円	8,748円	4,374円
9,000円	29,556円	24,624円	19,710円	14,778円	9,846円	4,914円
10,000円	32,850円	27,360円	21,888円	16,416円	10,944円	5,472円
12,000円	39,420円	32,850円	26,280円	19,710円	13,140円	6,570円
14,000円	45,990円	38,322円	30,654円	22,986円	15,318円	7,650円
16,000円	52,560円	43,794円	35,028円	26,280円	17,514円	8,748円
18,000円	59,130円	49,266円	39,420円	29,556円	19,710円	9,846円
20,000円	65,700円	54,738円	43,794円	32,850円	21,888円	10,944円
22,000円	72,270円	60,210円	48,168円	36,126円	24,084円	12,042円
24,000円	78,840円	65,700円	52,560円	39,420円	26,280円	13,140円
25,000円	82,116円	68,436円	54,738円	41,058円	27,360円	13,680円

入会申込書 兼 誓約書

申込者	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇〇〇〇-〇〇		
		岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・長野県・福井県・富山県・石川県限定になります		
	ふりがな	けんせつ たろう	生年月日	昭和
	氏名	建設 太郎		〇〇年〇〇月〇〇日
	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		平成
携帯番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	
希望する 給与基礎月額	3,500円・4,000円・5,000円・6,000円・7,000円・8,000円・ 9,000円・10,000円・12,000円・14,000円・16,000円・18,000円 20,000円・22,000円・24,000円・25,000円 いずれかに〇			
業務の内容 (記入例：塗装、 土木工事等)	大工工事			
特定業務	従事歴の有無（有か無どちらかに〇）	業務に従事した期間		
粉じん作業を行う業務	有・無 →	年	月頃から	年 月頃まで
身体に振動を与える業務	有・無 →	年	月頃から	年 月頃まで
鉛業務	有・無 →	年	月頃から	年 月頃まで
有機溶剤業務	有・無 →	年	月頃から	年 月頃まで
入会希望日	〇〇 月 〇〇 日 (さかのぼっての加入はできません)			

※除染作業を行う場合は、必ず申し出て下さい！

上記の通り、貴協会に入会し労災保険の事務処理を委託します。併せて、下記の事項を遵守することを誓約します。

1. 労働保険料及び会費は、毎年3月25日までに全額を納入致します。
2. 住所・氏名等に変更が生じたときは、速やかに貴協会に連絡致します。
3. 労働安全衛生法を遵守し、業務災害の防止と安全に努めます。
4. 故意に保険料の納入を延滞した場合、その他協会に提出すべき一切の書類の記載事項に、故意に事実と異なった記載をしたことが判明した場合は、協会員としての資格を取り消されても一切異議申立を行わないことを誓約します。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住所 〇〇県〇〇〇〇〇-〇〇

氏名 建設 太郎



FAX 0575-36-2925 (24時間365日受付)

運転免許証または住民票などのコピーも送ってください